

地域計画（変更）の公告

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 5 項の規定により、地域計画を変更したので、同法第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 19 日

丸森町長 保 科 郷 雄



記

1 地域計画を変更した地区

- (1) 丸森地区
- (2) 筆甫地区
- (3) 大内地区
- (4) 小斎地区

2 公表場所

丸森町役場農林課、丸森町ホームページ